

## ◎児童手当法の一部を改正する法律

(平成二十四年三月三十一日法律第二四号)

### 一、提案理由(平成二十四年三月二十六日・衆議院厚生労働委員会)

○小宮山國務大臣 ただいま議題となりました児童手当法の一部を改正する法律案について、その提案の理由と内容の概要を説明いたします。

子育てに係る経済的支援については、昭和四十七年の児童手当制度の発足以来、これまで順次拡充が行われてきましたが、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づく子ども手当の支給は、平成二十三年度分限りになっています。

このため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子供の健やかな育ちに資することを目的として、子供を養育している方に対し、子どものための手当を支給することにし、この法律案を提出しました。

以下、この法律案の主な内容について説明いたします。

第一に、児童手当法の題名を、子どものための手当の支給に関する法律に改めることにしています。

第二に、子どものための手当については、中学校修了前の子供を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父もしくは母、未成年後見人またはこれら父母等が指定する者等に支給することとしています。

なお、父母等が別居し、生計を同じくしない場合には、子供と同居している者に支給することとしています。

さらに、子供が児童養護施設等に入所している場合には、その設置者等に支給することとしています。

また、子供については、国内居住要件を設けることにしています。

子どものための手当の額は、一月につき、三歳未満の子供については一万五千元、三歳以上小学校修了前の第一子または第二子の子供については一万円、三歳以上小学校修了前の第三子以降の子供については一万五千元、小学校修了後中学校修了前の子供については一万円にすることにしています。

また、平成二十四年六月分以降については、前年の所得が一定の額以上である場合には、一律五千元にすることにしています。

第三に、子どものための手当の支給に要する費用については、被用者に係る費用のうち三歳未満の子供に係る部分については、その十五分の七を事業主からの拠出金で充て、その四十五分の十六を国庫が負担し、その四十五分の四を都道府県と市町村がそれぞれ負担することにし、その他の費用については、その三分の二を国庫が負担し、その六分の一を都道府県と市町村がそれぞれ負担することとしています。

また、平成二十四年六月分以降の子どものための手当の支給に要する費用のうち、受給資格者の前年の所得が一定の額以上である場合の費用については、その三分の二を国庫が負担し、その六分の一を都道府県と市町村がそれぞれ負担することとしています。

なお、公務員に係る費用については、全額所属庁が負担することとしています。

第四に、受給資格者の申し出により、子どものための手当を、受給資格者が支払うべき学校給食費等の支払いに充てることができることにしています。

また、受給資格者が保育料を支払うべき者である場合には、市町村長が子どものための手当の支払いをする際に保育料を徴収することができることにしています。

このほか、受給資格者は、子どものための手当を市町村に寄

#### 児童手当法の一部を改正する法律

附することができるとしています。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き平成二十四年四月一日とし、所要の経過措置等を講ずることとしています。

以上が、この法律案の提案理由とその内容の概要です。御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

#### 二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二十四年三月二三日)

○池田元久君 ただいま議題となりました児童手当法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案、つまり原案は、中学校修了前の子供を養育している者に対し、手当を支給しようとするもので、その主な内容は、

第一に、手当の名称を「子どものための手当」にするとともに、中学校修了前の子供を養育している者に対し、子供一人につき月額で、三歳未満の子供には一万五千元、三歳以上小学校修了前の第一子または第二子の子供には一万円、第三子以降の子供には一万五千元、小学校修了後中学校修了前の子供には一万円の手当を支給すること、また、平成二十四年六月分以降については、前年の所得が一定の額以上である場合には、一律五千円にすること、

## 児童手当法の一部を改正する法律

八〇

第二に、手当の支給に要する国と地方の費用負担の割合を改めること等です。

本案は、去る三月十五日日本委員会に付託され、翌十六日小宮山厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取しました。

二十一日、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党より修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。

修正案の主な内容は、手当の名称を「児童手当」とし、法律の題名を「児童手当法」とすること、平成二十四年六月分の児童手当から適用される所得制限により児童手当が支給されない者に対し、当分の間の特例給付として、児童一人につき月額で五千円を支給すること、子育て支援に係る財政上または税制上の措置等に関する検討規定を設けること等です。

次いで、原案及び修正案を一括して質疑を行った後、討論、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第です。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二四年三月二日)

○田村(憲)委員 ただいま議題となりました児童手当法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の趣旨は、第一に、手当の名称を児童手当と、法律の題名を児童手当法とすること。

第二に、この法律の目的として、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを規定すること。

第三に、平成二十四年六月分以降の児童手当については、前年の所得が一定の額以上である場合には支給しないこと。ただし、当該所得制限により児童手当が支給されない者に対し、当分の間の特例給付として、中学校修了前の児童一人当たり、一月につき、五千円を支給すること。

第四に、検討条項として、「政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。」との一項及び第二項として「この法律による改正後の児童手当法附則第二条第一項の給付の在り方について、前項の結果に基づき、必要な措置を講

ずるものとする。」との一項を加えること。

第五に、依然として、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づく子ども手当の未申請者がいることを踏まえ、平成二十四年三月三十一日までとされている遡及支給の特例措置等を、平成二十四年九月三十日まで延長すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

### 三、参議院厚生労働委員長報告

(平成二十四年三月三〇日)

○小林正夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、中学校修了前の児童を養育している者に対し、児童手当を支給しようとするものであります。手当の額は、三歳未満の児童及び三歳以上小学校修了前の第三子以降の児童については月額一万五千円、それ以外の中学

児童手当法の一部を改正する法律

校修了前の児童については月額一万円とし、平成二十四年六月以降については、当分の間、保護者の前年の所得が一定の額以上である場合には、一律五千円を支給することとしております。

なお、衆議院において、手当の名称を児童手当とすること、一定額以上の所得がある者に対する手当の支給を当分の間の特例給付とすること、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする事等の修正が行われております。

委員会におきましては、衆議院における修正の趣旨、所得制限の在り方、年少扶養控除廃止が及ぼす影響、子育て支援施策の拡充の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、みんなの党を代表して川田龍平委員より反対、日本共産党を代表して田村智子委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。